

## スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に関する取組方針

平成 27 年 12 月 18 日

総 務 省

### 1 趣旨

あらゆるモノがネットワークを通じてつながる IoT 時代においては、スマートフォンが国民の生活インフラとして一層重要な役割を果たすことが期待され、その更なる普及を促進していく必要がある。

我が国におけるスマートフォンの保有率は、他の先進国に比べて低い水準にとどまっている。スマートフォンの更なる普及を促進するためには、携帯電話事業者の料金プランの多様化等により、データ通信量や通話時間が少ないライトユーザや端末購入に係る補助を受けない長期利用者等の料金負担の軽減を図る必要がある。

一方、近年、携帯電話事業者が販売する端末が共通化するとともに価格が高額となり、携帯電話番号ポータビリティ（以下「MNP」という。）等により端末を購入する利用者のための高額な端末購入補助（端末の購入を条件とした電気通信役務の料金の割引等の携帯電話事業者が利用者に対して提供する補助及び携帯電話事業者が端末の販売に応じて販売店に提供する金銭をいう。以下同じ。）が行われている。

スマートフォンの端末と通信契約の販売とが一体的に行われ、端末購入補助を通じた様々な割引や値引きが提供される結果、利用者にとっては端末価格や通信料金の負担について正確に理解することが困難になっている。

高額な端末購入補助は、通信料金の高止まりの原因となるとの指摘があるとともに、端末購入補助を受けない利用者との公平性の観点や MVNO（電波の割当てを受けた事業者から無線ネットワークを借りてサービスを提供する事業者をいう。）の新規参入・成長を阻害する点からも問題があると考えられる。

また、低廉なサービスを提供している MVNO の利用が拡大すれば、料金値下げ競争が進むことが期待されるが、現時点では、MVNO の利用は一部の利用者層にとどまっており、MVNO のサービスの多様化等が課題となっている。

このため、総務省は、「ICT サービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの見直し・充実に関する WG 携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の取りまとめを踏まえ、今後実施する施策について、本取組方針を取りまとめた。

### 2 具体的施策

#### (1) スマートフォンの料金負担の軽減

携帯電話事業者に対し、①スマートフォンのライトユーザや端末購入補助を受けない長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入等により、利用者の料金負担の軽減を図ること、②これに基づく料金プランの導入等の取組状況につい

て、随時報告することを要請する。(本日付で要請)

## (2) 端末販売の適正化等

携帯電話事業者に対し、①通信サービスの契約と一体的に行われる端末の販売について、店頭において端末販売価格の値引きや月額通信料金割引等に関する利用者の理解を促すための措置を講ずること、②MNP利用者等に対する端末購入補助について、端末の価格に相当するような行き過ぎた額とならないよう、適正化に向け取り組むこと、③これらに基づく取組状況について報告することを要請する。(本日付で要請)

上記の要請に基づく端末販売の適正化の取組について、外部からの情報提供窓口を設置するとともに、店頭での実態調査を実施することにより、改善状況を把握し、必要に応じて更なる指導を行う。(来年2月以降実施)

端末購入補助の適正化に関する基本的な考え方(利用者間の不公平の是正についての方向性、発売から一定期間を経過した端末についての扱い等)や電気通信事業法第29条の規定の解釈・運用方針を示すガイドラインを策定する。(パブリックコメントを経て年度内に策定)

携帯電話事業者に対し、これまで報告を求めている販売奨励金の総額に加えて、端末購入を条件に端末購入代金を一括又は分割で補填する割引の総額について定期的に報告することを求めることとし、電気通信事業報告規則を改正する。(パブリックコメントを経て年度内に改正)

携帯電話事業者に対し、利用者に対して通信料金と端末価格の内訳を明確に書面で説明するよう代理店を指導・監督することを求めることとし、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を改正する。(パブリックコメントを経て年度内に改正)

利用者がニーズに合わせて通信サービスと端末を自由に組み合わせて利用できる環境を実現するため、「SIMロック解除に関するガイドライン」に基づくSIMロック解除を着実に推進するとともに、期間拘束・自動更新付契約の見直しを引き続き推進する。

## (3) MVNOのサービスの多様化を通じた料金競争の促進

携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況といったネットワーク制御に必要な情報を管理するデータベースである加入者管理機能をMVNOが保有するための加入者管理連携機能について、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」において「開放を促進すべき機能」に位置付け、MVNOと携帯電話事業者との間で行われている事業者間協議の更なる促進を図る。(現在パブリックコメントを実施中、年度内に改正)